

# 建設経済常任委員会

令和5年12月11日（月曜日）

## 付議事件

### 《付託請願》

請願第 4号 「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願

## 出席委員（6名）

委員長	菅 谷 道 晴	副委員長	井 田 孝
委員	向 後 悦 世	委員	飯 嶋 正 利
委員	林 晴 道	委員	遠 藤 保 明

## 欠席委員（なし）

## 委員外出席者（3名）

議長	木 内 欽 市	紹介議員	伊 場 哲 也
議員	松 木 源太郎		

## 説明のため出席した者（1名）

商工観光課長 大八木 利 武

## 事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	金 谷 健 二
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（菅谷道晴） 皆さん、おはようございます。

建設経済常任委員会に、大変お忙しい中ご参加いただきまして、ありがとうございます。

着座にて失礼いたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

また、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了解願います。

なお、松木議員より本委員会を傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

また、市民より傍聴したい旨の申出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了解をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時 1分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 2分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、木内議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○議長（木内欽市） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦勞さまでございます。

本日は、付託いたしました請願1件について審査をしていただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、挨拶に代えさせていただきます。

それでは、菅谷委員長、よろしくをお願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） ありがとうございます。

---

## 請願の審査

○委員長（菅谷道晴） それでは、去る 12 月 4 日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第 4 号、「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願の 1 件であります。

それでは、請願第 4 号について審査に入ります。

紹介議員であります伊場哲也議員より説明をお願いいたします。

伊場哲也議員。

○紹介議員（伊場哲也） 皆様、おはようございます。

請願の趣旨につきまして、ご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

本日は、建設経済常任委員会所属の皆様方におかれましては、令和 5 年旭市議会第 4 回定例会におきまして、付託された議案案件がないにもかかわらず、お忙しい中、請願第 4 号、「特定商取引法平成 28 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願に対しまして、慎重審議、ご審査いただけますこと、誠にありがとうございます。

本請願内容につきましては、皆様には十分ご理解いただいていることと存じますが、いま一度請願趣旨を申し述べさせていただき、一層のご理解を賜り、何とぞ請願案件を通していただき、衆参両院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣並びに内閣府特命担当大臣宛て意見書を提出できますよう、よろしくご採択のほどお願い申し上げます。

では、早速、請願趣旨をご説明させていただきます。

請願文書表の請願趣旨をご覧ください。

記載内容におかれましては、読んでご理解いただけますことをお願い申し上げ、若干補足説明の形で、請願趣旨を申し述べさせていただきます。

初めに、請願事項といたしまして、消費者被害を防止、救済し、消費者の安全・安心な生活を確保するために、特定商取引法の抜本的な改正を求める意見書を、政府等に提出することを求める請願であるということをご確認させていただきます。

なお、特定商取引法、特定商取引に関する法律、具体的に言いますと訪問販売等、消費者トラブルを生じやすい特定の取引を対象に、事業者による不公平な勧誘行為などを取り締まる法律だそうです。

これまで特定商取引法改正案につきましては、特に平成 28 年、2016 年に改正されまして、この際に 5 年後に見直しをするという特定商取引法改正案が可決されました。そして、施行されるに至ったわけでございますけれども、平成 30 年、2018 年、令和元年、2 年、3 年、4 年、昨年の令和 4 年、2022 年 12 月に施行され、5 年が経過いたしました。見直しをする時期を迎えました。

そういう中で、消費者被害については、令和 4 年版の消費者白書によりますと、全国の消費生活センターに寄せられた消費生活相談件数が、85 万 2,000 件に上るというデータが示されております。その 85 万 2,000 件の消費生活相談につきましては、特定商取引法の対象分野に関する相談が、54.7%という高い比率を占めているとの分析がされております。

特に、65 歳以上の高齢者では、14.4%の相談が訪問販売に関する相談、そして 8.1%が電話勧誘に関する相談、なお 65 歳未満の相談割合の 2 倍を超えているということでございます。

あわせて、認知症高齢者におかれましては、訪問販売、電話勧誘販売に対しての相談が、50%に迫る 48.6%という数値データが示されております。

あわせて、昨今、インターネット普及によります通信販売相談件数が、全世代にまたがって 27.4%という相談件数のパーセンテージのデータを得ていると。

そして、最後にですけれども、マルチ商取引、通称ネズミ講と呼ばれる商取引、これに関する相談件数が、昨年、令和 4 年の成人年齢の引下げに伴って、被害者が増加しているというデータ結果も得られております。

では、具体的に、どのような改正を望んでいるのかということでございますけれども、請願文書表の一番下のほうに、1、2、裏の 3 に記載させていただいておりますように、(1)としては、訪問販売並びに電話勧誘販売、特に高齢者に対しての被害救済を求める、これを確実に、特に事業者の登録制を導入すべきであるという法改正。

2 点目におきましては、通信販売においてクーリング・オフ、すなわち取消し権を規定すべきであると、申し込む際にはこれこれ、こういうふうに申し込めばいいんですよというふうに説明されるわけですが、特に問題点となるところは解約申出の方法、これをきちんと通信業者に義務づける、そしていざ解約をしたいという場合になったときには、解約、返品体制が迅速、適切に取れるようにすべきであると、あわせて勧誘者を特定できる情報開示を請求できるようにすべきであるということ、また広告表示、誇大広告表示ではなく、通信販売業者が正確で分かりやすい広告を行うなど、広告表示の透明性確保、これを法改正によって明確にすべきであると、こういう要望、請願でございます。

あとは、先ほど言いましたように、マルチ取引につきましては、これは国による登録、確認、開業規制を導入すべきであると、かなり専門的な用語がございますけれども、いずれにいたしましても、特に高齢者の電話勧誘による被害防止、併せて訪問販売による被害防止、こういったことが主でございます。

ぜひ皆様方にご理解いただき、本請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願をご採択いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考までに、県内の近隣自治体では、もう既に木更津市、習志野市、市川市、茂原市、そして12月定例会においては、日本弁護士連合会からの請願を受けて、四街道市議が本日同様の審査会を行っているという情報もいただいております。

よろしくどうぞお願い申し上げます。

以上で請願趣旨の説明を終わらせていただきます。

○委員長（菅谷道晴） 伊場哲也議員の説明は終わりました。

請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

向後委員。

○委員（向後悦世） この取引関係、特商法、また消費生活相談は85.2万件、自分もいろいろな市民の皆さんと話をしていると、普通の電話はうっかり出られないや、変な電話が多くてとか、やっぱりこういう、対処していかなければならない案件が多々出てきていると思いますので、こういう案件に対して対処しているのは消費生活センター等か、またその他にもあるのか、こういう場合、動向や所管課長の所見をお尋ねしたいと思います、局長あじょうなものでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） 議会事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 今日は所管の担当課は来ていませんけれども、市内の状況ということで、ちょっと私のほうでお話しさせていただきます。

（「動向もお願いします」の声あり）

○議会事務局長（穴澤昭和） はい。

令和4年度の実績になりますけれども、今言われている訪問販売、通信販売、あとマルチ、それと電話勧誘等の状況ですけれども、基本的には一番多いのは通信販売、市内でもやはり多い、7割ぐらいが通信販売という話で相談が来ています。これは年々増加傾向にあるということが、傾向としてはあります。

ちょっと簡単ですけども、以上で。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） 対処しなきゃならない最重要課題だと思いますが、どのような対処が一番望ましいのか、ちょっとした所管課長の意見でも聞きたかったんですが、前々は所管課長も委員会に同席したと思うんですが、今回はどうして同席していないのかお尋ねします。

○委員長（菅谷道晴） 穴澤局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） 今回というか、一応所管といたしましても、こちらの内容については担当ではないんですね。出しているところがそういったところが出していますので、紹介議員もそういった形で説明をしていただいておりますので、そういった取扱いをさせてもらっています。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） やっぱり慎重な審査、審査材料をできる限り提供するの、議会事務局の務めだと思いますので、今後なるべくいい判断材料を集めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 5年ごとの見直しということで、今回上がっている。5年たてば、新しい形のものもまた出てきてしまうということも、これは十分あると思う。

あと、事故後のことではなくて、事件前をどういうふうに防ぐのかということも一つ大事なかなと、そういった面では、今回この請願にはちょっと当たらないのではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（菅谷道晴） この件に関しまして、伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 飯嶋委員、もう一度お願いします。事故前ですか。

○委員（飯嶋正利） そうですね。事前に、そういうのを防ぐということも大事じゃないかなと思うんですけども。

○紹介議員（伊場哲也） それはもちろんですよ。それは言うまでもありません。ただ……

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 本日、傍聴でお見えの皆様方、大先輩でございますけれども、千葉県退職者連合東総・香取地域協議会の代表される皆様方でございます。傍聴者の皆様方のいわゆる付託請願を受けて、紹介議員ということで、今請願の趣旨を述べさせていただきました。

もう飯嶋委員もご存じのとおり、高齢者の方々をはじめ、我々世代あるいは若者世代も電話による、いわゆる特殊詐欺まがいの勧誘、こういった被害が後を絶たないと、ですから今、飯嶋委員のおっしゃられた被害に遭う前の事故対策をどうするんだと。

これは、まずは簡単に自分ができること、ああ、悲しいかな、固定電話に出ないという高齢者の方々は、もう固定電話に出ないという自己防衛策を取っている方がいっぱいいらっしゃいます。でも、それは通常的生活ではないですよ。せっかく家に電話があるのに、電話がかかってきて出ないというのは、これは異常なんです、本来はね。しかしながら、そうでもしないと自己防衛できないという現状がございます。

ですから、事前に、そういった被害対策を講じていても、人のいい人がだまされてしまったりというようなことがありますので、今回さらに法改正を求めて、そういう被害者が出ないように、安全・安心な消費生活が日常で行われるようにという法改正を求める請願なんです。

消費者トラブルを防ぐルールを整備してくださいと、よく考えてクーリング・オフを確実に可能にできるようにしてくださいと、突然の訪問勧誘や電話勧誘はお断りですよと、国や地方公共団体に事業者の登録をぜひ法改正でお願いしますよ、疑わしいマルチはもう絶対営業させないでよ、他の契約をした後のマルチ商法には制限をしてください、うまい話だけではなく正しい説明をお願いしますというのが、簡単に言うと特商法に関する請願の要求なんです。

ですから、長くなりましたけれども、事後に対しての対応策、それ以前に法規制をしっかりお願いしますよということも含めて、事前の事故対応策ということでございます。ご理解いただけましたでしょうか、飯嶋委員。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 私が今言ったのは、事故後のことについて私は問題にしたわけじゃなくて、その前のも大事じゃないですかということで、今、伊場紹介議員が言ってくれたものに関して、私が今どうのこうのと言ったわけではないので、申し訳ないですけども、その事前のものも必要じゃないですかという意見です。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 先ほどの繰り返しになりますけれども、当然、事故以前のものが大切であるし、必要になります。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） よろしいですか。

ほかにありますか。

井田委員。

○委員（井田 孝） ついこの間の自分のことなんですけれども、携帯でキャロウェイのジャンパーが2着1万円というのがあったんですよ。それをクリックして、物が来たんですけども、XLを2着買ったんですけども、1着が小さくて、1着がぶかぶかなんですよ。それを返品しようと思ったら、電話番号もないんですよ。送り返そうと思ったら、発注の倉庫の住所しかなくて、よくよく調べたらLINEで返答をくださいとあるので、LINEでやったら何も返ってこないんですよ。1万円だから泣き寝入りしたんですけども、これはだから、そういう相手方の事業者の情報を開示することができるというあれですか。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 井田委員のおっしゃるとおりでございます。調べて追及しても、最終的には連絡、コンタクトは取れないと、駄目じゃないかと、要はざる法といいますか、抜けているところもあるということです。

私ごとで恐縮ですけれども、私も信用はしています、基本的には。アマゾンで、いわゆる通販で商品を注文しています。11月4日に注文した商品がまだ到着しません。発注先はチャイナです。それにしても、11月の翌週には到着するという事になっているんですけども、まだ到着しないと、したがって今、アマゾンに問合せをしている最中です。業者が結局は最後まで行き着かないと。ですから、そういう俗に言うざる法なきように、きっちりと法で網の目を塞いでいくといいますか、そういうことでございます。

引っかからないように注意していても、ついポチ、ついね。やっぱり広告なんかを見ると、キャロウェイであのジャンパーを着れば、スコアが3つも5つも上達するような、上手いいわゆる誇大広告といいますか、ですからそういうこともしっかり広告すべきだし、対応すべきだということです。本当に井田委員には、かわいそうに同情してしまいます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） これは、やっぱり消費生活センターに85万2,000件も相談があるわけで、この消費生活センターの強化も必要だと思うし、また消費生活センターがどのくらいの規模でやっているのかも私らは分かりません。またそういう説明をできるような方をそろえていただくのが、いい審査内容につながると思いますので、今後はよろしくお願ひしたいと思

ます。

また、伊場議員については、やっぱり国民、また旭市民がトラブルに巻き込まれないようないい請願を出していただき、ご苦労さまだと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 大先輩の向後悦世委員に、大変温かい励ましのお言葉をいただきまして、ありがとうございます。今後ますます議員活動に専念していきたいと、かように思います。ありがとうございました。

○委員長（菅谷道晴） ほかにありませんか。

林委員。

○委員（林 晴道） 本請願は、非常に時代に即したすばらしい、いい趣旨になっているなというふうに思います。

今、ここでどうだと問われたら、僕も大賛成だということではありますけれども、実は議会が開会する前の議会運営委員会で、この案件は非常に奥が深いというか、広いのですよね。ですから、僕はそのときに、ちょっと副議長という立場であったんですが、この議案に関しては僕は総務常任委員会ではお願いできないのかなと、建設経済ではちょっとこれは対応が小さ過ぎる、幅が少な過ぎるんじゃないのかなということを議会運営委員会で申し上げさせていただきました。

それで、今3名の委員からのお話を聞いておまして、やはり広いので、委員会として千葉県警の旭のほうに出向いて調査をするだとか、高齢者福祉課、そのほうに調査するだとか、調査研究がまだまだ必要ではないのかなというふうに、やはりこの委員会を経ても感じています。ですから、継続的に調査研究を早急に進めて、しっかりと皆さんの判断が整う形に持っていけたらいいのかなと、そのように僕は感じている次第であります。

ここで早急に決を採るということであれば、賛成ではあります。ただ、今までの話と、僕が議運で、やっぱり総括的に総務に託したいんだという思いを述べたものですから、調査研究を経て賛同させていただきたいと、それが僕の考え、思いであります。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 私もこの案件に関しては、継続審査が望ましいと、もっと慎重に精査したほうがいいのかと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにございませんか。

伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 貴重なご意見ありがとうございました。確かに林委員、遠藤委員おっしゃるように、まだ 30 分たっていないですからね。事前に、この請願の文書表を皆様方に読んでいただいたにせよ、私も請願依頼を受けて、その後、特商法について勉強しました。正直言って勉強しました。何が問題なのかということで、今、趣旨を皆様方にご理解いただくような形で申し述べさせていただきました。

そういう中で、いわゆる深い問題であると、慎重審議、時間をかけるべきであるというご意見、これに対しましては、委員長、まずはこの 12 月議会で請願を採択していただき、そしてしかるべき政府に旭市議会として意見書を届けていただき、これが 1 つ目です。

なおかつ、3 月議会、6 月議会、また 9 月議会、来年の議会もありますので継続審議ということで、話が出ていますように建設経済常任委員会で、これはちょっと委員会の審査の範囲を超えているということでもしあれば、総務常任委員会にお願いをする、ですから継続審議、審査に対しては、請願を受理した伊場哲也は何ら反対ではありません。

ただ、これはもう既に全国の高年齢者を含めた、いわゆる消費者が圧倒的に被害を受けているという現実、皆さん、そこを直視してほしいんですよ。だって、今言ったように、現に私も井田委員も、今、目の前で被害を受けているんだよという、こういう実態があるじゃないですか。

ですから、この 12 月議会、本議会において、わざわざ傍聴人も本日ぜひ請願を通していただきたいと、こういう期待感の下に、旭市議会議員の検討を審査してくださる建設経済常任委員の皆様方をお願いをしているわけですよ。このお願いは、分かるでしょう、皆様方。早急に必要なんだという市民の声を真摯に聞いてほしいんですよ。

○委員長（菅谷道晴） 請願の審査は途中でありますが、10 時 45 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 31 分

再開 午前 10 時 45 分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き請願の審査を行います。

審査するに当たり、参考資料等が不十分ですので、ここで本所管の担当課の出席を求めてもよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菅谷道晴) 異議なしの声ですので、局長、所管担当課を呼んでいただけますか。

(商工観光課長入室)

○委員長(菅谷道晴) 所管課の意見を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(大八木利武) それでは、すみません、準備がちょっとあるんですけども、今回請願の案件になっています特定商取引法、先ほど伊場議員のほうからご説明があったと思うんですが、事業者による違法、悪質な勧誘行為等を防止するための法律でございます。

具体的には、訪問販売や通信販売などの消費者トラブルが生じやすい取引形態というものを対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフなどの消費者を守る制度として、規定をしている法律でございます。

ですので、あくまでもこの商取引の対象にすることで、トラブルそのものを防止することと、消費者そのものを守るというところの両側面があるという法律でございます。

それで、先ほど議会事務局長のほうからも、説明がちょっとあったと思うんですけども、昨年度、旭市の消費生活センターのほうに相談があった件数が、全部で421件ございました。421件、これは年々増加している傾向でございます。一時、コロナの影響で数が下がったりしたんですけども、4年度からまた上がっているという状況でございます。

ちなみに、その421件の相談件数のうち、一番多いのが70歳以上の高齢者、次いで50歳代、60歳代ということで、中高年齢層の相談件数が高い傾向にございます。

あと、内容についても、特殊販売件数が全部で206件なんですけれども、その中で、通信販売に係るものが旭市では相談件数が一番多い件数でございます。次いで、訪問販売、ただ訪問販売のほうは件数的には減っている状況です。ですので、傾向的には通信販売、また電話については横ばいなんですけれども、最近増えてきているのが送りつけによる消費者トラブル、ネガティブ・オプションと言われるものなんですけれども、あとは訪問買取り、無理やり来て金券的なものとか、いらなくなった服とか、そういうのを強引に買い取っていくような買取りといった、そういったものも増えているということで、時代に合わせて、そういった販売に関するトラブルの傾向も変わってきているというのが現状でございます。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） 担当課の説明は終わりました。

何かご意見ございますでしょうか。

伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） 執行部のほうの専門的な知識ですとか、情報をお持ちの大八木課長からご説明いただき、併せて私が持っている資料を裏表コピー2枚、皆様方にお配りさせていただき、その結果を受けての皆様方の審議、判断でございます。重ねまして、慎重審議、本請願の喫緊なる課題に対しての請願ですよということをいま一度ご理解いただき、この12月議会におきまして、請願採択という形で、フットワークよく国に声が届くような形でのご対応をお願い申し上げます。

そして、それがまだ不足であるならば、先ほどもお伝えいたしましたように、3月議会もございます。6月もあります。引き続き継続、声を届ける形での行動ということをお願いできればと思います。

以上でございます。

○委員長（菅谷道晴） ほかにございませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 非常に必要な案件だと思います。ただ、動向も増えているような担当課長の説明、またこれからは、さらに巧妙化した生成AIを使ったような取引や詐欺も増えてくると思います。喫緊の課題だと思いますけれども、いろいろな材料をそろえた上で、委員会としては、取り締まる段階で消費生活センター、これは悪質な取引には警察関係も所管しますよね。だから、そういう見識も踏まえた中で、慎重な審査を私はするべきだと思います。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにございませんか。

今、委員の多岐にわたるご意見がございました。建設経済常任委員会以外でも、いろんな所管課のというこの件に関しては、いろんな課が対象になると考えますので、建設経済常任委員会としましては、今日出された請願をどうするかということだと思っておりますよ。そういった流れの中で、3月議会、次の議会まで、もっと違う委員会のご意見を進めながら進めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） ぜひ本委員会でも、当然結論を出していただきたいと私は思います。

市民を代表される大勢の方々、傍聴人もおりますので、賛成か反対なのかと、こういう状況を代表の方に見られていますので、結論を出していただきたいと、繰り返しになりますけれども、喫緊の課題ですからね。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） ほかにどなたか、委員ございますでしょうか。

今、伊場議員の発言にございましたように、喫緊の課題ということでございますので、建設経済常任委員会は、この請願の採決までいきたいと思っております。よろしくお願ひします。

林委員。

○委員（林 晴道） 分かれた意見があつて、委員としては、ちょっと慎重にということがどうやら多いように感じます。あと1週間、会期はあります。請願者の意図を酌むとなると、最終日までに何とか間に合わせたいという意向の中で、最終日の採決までの間にしっかりと委員会として調査研究をして、委員の採決に踏み込んでもらいたいなど、そのように思ひます。

以上です。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） ということは、林委員に質問の形になりますけれども……

（発言する人あり）

○紹介議員（伊場哲也） 分かりました。訂正します。

○委員長（菅谷道晴） 伊場議員。

○紹介議員（伊場哲也） それでは、本日、本委員会では結論を出さずに、本会議のほうの採決を待つというふうに私は判断するというところでよろしいのでしょうか。確認をいたします。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 多分、林委員は今それにお答えできない。この委員会は、この期間中に何回招集しても結構なので、委員長のほう、その辺のところをよろしくお願ひいたします。

○委員長（菅谷道晴） 議会事務局長。

○議会事務局長（穴澤昭和） すみません。事務局のほうで申し訳ないんですが、今回のこの付託案件については、本会議で13日までに審査を終了されますようにという形になっております。この辺はご了承願ひたいと思ひます。

○委員長（菅谷道晴） それでは、請願第4号ということで、皆さんご意見も多数あると思ひますので、日にちを改めてという形でよろしいですか、皆さん。

（「暫時休憩をお願いします」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時 0分

再開 午前11時20分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、引き続き請願第4号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（菅谷道晴） 特にないようですので、請願第4号の審査を終わります。

---

#### 請願の採決

○委員長（菅谷道晴） 次に、討論を省略して採決いたします。

委員の皆様から、この案件は慎重に取扱いすべきということですので、継続審査の方向でおはかりいたします。

請願第4号、「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める請願について、閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（菅谷道晴） 全員賛成。

よって、請願第4号は閉会中の継続審査と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菅谷道晴） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分

○委員長（菅谷道晴） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長（菅谷道晴） その他ということで、林委員からございますので、よろしくお願ひします。

○委員（林 晴道） 今、市内にある大きな、県の単独事業の中で、清滝トンネルですか、それのある程度工事終了のめどがついたということ、それから開通の予定が見えてきたということがありまして、来年度、4月1日には通れるような雰囲気があるということを伺いました。

その中で、旭市のほうで、ある程度開通の簡単なモニュメントというか、イベントができないかなということを、僕も改めて地域の海上地区の方から多く寄せられました。それで、本定例会の冒頭の開会前全協の中で、何か税金がかかるとか、そういうことはあったんですけども、時期的に春休みにも間に合うようなこともありますし、海上の中学校のプラスバンドというのは非常に優秀で、賞も取っているのがあるんですね。そういうようなご父兄の方からも、ぜひということ言われたのが事実でありまして、そういうことだとか、よく見るのは地元のお囃子さんだとかね。

それから、開通したら、もう絶対そこは歩くことができないところになってしまうんですよ。トンネルでもありますし、ぜひ小・中学校でウォーキングだとか、例としては光町から松尾までですか、あれも銚子連絡道路開通のときに、横芝光町が同じようなことを議員が一般質問してやった例もございます。ある程度、旭市の市長部局のほうでも、何となくの準備はできるのかなというような話もあるようなことを聞いています。

ぜひしっかりと、この建設委員会でも視察も行っていますし、指導してもらって、もう一生に一回のことだと思いますし、子どもたちもいい思い出になるんじゃないかなと思うので、委員会として執行部のほうに、こういういいことであれば、やってほしいということを取り

まとめていただけたら、僕としてはありがたいなと思って提案をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 遠藤委員。

○委員（遠藤保明） 今の林委員の意見に賛成です。これは地元から、一応いろんな情報が出ているんですよ。結局トンネルは開通するので、だから地元の意見もある程度大切、だからお願いしたいと思いますよ、私も。

○委員長（菅谷道晴） 飯嶋委員。

○委員（飯嶋正利） 林委員、本当に素晴らしいことを言っていただいて、私も開会日に建設委員会のほうでもんでという話をしました。この委員会じゃなくて、できれば本当は全体で参加できるような形、本当に市バスも今2台あるわけですから、そこに子どもたちを乗せて、トンネルを通るというのも一つではないのかなと。海上地区としても、本当に大きな大きな事業の一つであります。ぜひ私たちも、一生のうちに道路の開通なんていうのは、そんなにないはずなので、そういった形で送っていただければありがたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。だから、建設委員会というのは、地元議員と中心になって、そういうのを企画してくれると非常にありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（菅谷道晴） 向後委員。

○委員（向後悦世） 島田恒議員のほうからも、そういった旨の話がありました。私も地元の意見がなるだけ尊重されるように図るべきだと、恒議員にもお話ししましたので、地元の意見をなるべく尊重しながら進めてほしいと思います。

○委員長（菅谷道晴） いかがですか、井田委員。

○委員（井田 孝） 大丈夫です。

○委員長（菅谷道晴） 大丈夫ですか。

それでは、皆さんの委員のご意見ですので、建設経済常任委員会としましては、セレモニーをやるというような形で執行部に要望すると……

（発言する人あり）

○委員長（菅谷道晴） 分かりました。

それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時29分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 菅 谷 道 晴